

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良県宇陀土木事務所長から次のとおり公共測量を終了したことに ついて通知がありました。

平成二十三年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（一級及び三級基準点測量）
- 二 測量の地域 宇陀市室生区田口元上田口
- 三 測量の終了年月日 平成二十三年三月二十八日